

県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)における  
新型コロナウイルス感染症拡大予防対策マニュアル

令和2年5月27日策定  
令和3年11月22日改定

マスク飲食やM A S K等、基本的な感染対策を徹底した上で運営します。

#### 1. M: マスク

---

- マスクの着用、マスク飲食の徹底を掲示等にて呼び掛ける。
- マスク不携帯の来館者にはマスクの販売を行う。

#### 2. A: アルコール消毒

---

- 開館前、開館中、閉館後の施設の消毒を実施する。
- 入口及び施設内の必要な場所に手指の消毒設備を設置する。
- 他者と共有する物品や手が触れる場所と頻度を特定し、手が頻繁に触れる箇所の近辺に手指の消毒設備を設置する。(高頻度接触部位:エレベーターの操作パネル、自動販売機のボタン、コインロッカー、手すり等、救護室のリネン類、授乳室のソファや器具、車イス、ベビーカー等)
- 手洗い・手指消毒の徹底を呼び掛ける。
- 貸室利用者が使用した貸出備品には消毒を行う。

#### 3. S: 遮蔽

---

- 人との接触を避け、対人距離を確保するように呼び掛ける。
- 各入室人数を設定のうえ利用定員を制限し、状況に応じて開館時間を短縮するなど、来館者が密にならないよう対応する。
- 受付やカウンター、相談窓口等の人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

#### 4. K: 距離・換気

---

- 開館前、開館中、閉館後の施設の換気を実施する。
- 空調設備は、空気の循環利用をせず、つねに外気を取り入れる設定にすることで換気対策を行う。空調を使用して換気できる状況を確認する。
- 窓がないなど換気が難しい部屋については、サーキュレーターを設置し、室外へ空気の流れを作るといった措置をとる。
- 大声を発するイベントは定員1/2とする。
- 窓口・受付等に並ぶ際は、床面のマークを参考に距離をとった順番待ちを促す。

#### 5. 飲食にかかわる対策

---

- マスク飲食とする。
- 飲食に伴う感染対策を徹底できるよう掲示物を配置する。
- 対面する場所にアクリル板を設置する。

- テーブル、椅子等、共用物品を定期的に消毒する。
- 飲食スペースでは、定期的に巡回を行い利用状況の確認を行う。

## 6. その他の対策

---

- 入口各所に非接触型体温計を設置し検温を促す。
- LINE コロナお知らせシステムの二次元バーコードを館内に掲示する。未登録来館者には連絡先記入用紙の提出を促す。
- 業者等の入館者に対しても、適切な感染防止措置を講じるよう求める。
- 感染発生が確認された場合は、速やかに公表し、行政機関による調査に協力する。
- 体調不良の来館者への対応
  - ・ 症状を確認して、自力や同行者の助けを借りて移動ができる場合は、退館を促す。
  - ・ 症状が重篤な場合は、救急車等が到着するまで他の者と接触せずに休養できる場所等で待機させる。
- 感染拡大等により、社会教育施設の業務や周辺自治体に影響が生じる恐れがある場合は、国際課と協議して、必要な対応を講じる。

## 7. 従事者の安全確保のために実施すること

---

- 始業時
  - ・ 出勤前に自宅で検温し、体調管理を徹底する。
  - ・ 手洗い、マスクの着用、咳エチケットを徹底する。
- 開館中
  - ・ 事務室等、複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
  - ・ 受付スタッフ職員は、マスクと手袋を着用する。
  - ・ 受付やカウンター等、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
  - ・ 利用料金等、金銭の授受はコイントレイを介して行う。
- 閉館時
  - ・ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- その他
  - ・ 出勤体制等については、施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、業務のローテーションを調整する。

## 8. 広報・周知

---

- ホームページ等により、来館前に健康状態の確認と検温を行うことを促し、発熱、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入館しないようを周知する。
- 出入り口での貼り紙や総合受付での声掛けにより MASK 対策等の注意喚起を行う。

以上